



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第537号 令和5年1月13日発行

目次

は県例規集登載

【告示】

番号	表題	担当課名
7	漁業災害補償法の規定による区域及び漁業の区分を定めた件の一部を改正する件	水産振興課
8	漁業災害補償法の規定による一定の水域を定める件の一部を改正する件	同
9	特定調達契約について随意契約の相手方を決定した件	公安委員会

【選挙管理委員会告示】

番号	表題	担当課名
1	政治資金規正法の規定に基づき届出のあった政治団体の名称等を公表する件	
2	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があった件	
3	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の解散の届出があった件	
4	不在者投票を行うことができる施設を指定した件の一部を改正する件	

徳島県告示第七号

平成十六年徳島県告示第七百五十六号（漁業災害補償法の規定による区域及び漁業の区分を定めた件）の一部を次のように改正し、令和五年一月十三日から施行する。

令和五年一月十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

表中「浅川加入区」を「鞆浦第一加入区」に、「浅川漁業協同組合の地区」を「鞆浦漁業協同組合の地区のうち海陽町浅川の区域」に、「鞆浦加入区」を「鞆浦第二加入区」に、「鞆浦漁業協同組合の地区」を「鞆浦漁業協同組合の地区のうち海陽町鞆浦の区域」に改める。

徳島県告示第八号

平成二十六年徳島県告示第三十七号（漁業災害補償法の規定による一定の水域を定める件）の一部を次のように改正し、令和五年一月十三日から施行する。

令和五年一月十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一の表てんぐさ浅川加入区の項を削り、同表中「共第百五十一号」を「共第百四十七号」、共第百五十一号」に改める。
- 二の表あわび浅川加入区の項を削り、同表中「共第百五十一号」を「共第百四十七号」、共第百五十一号」に改める。

徳島県告示第九号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年一月十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 契約に係る特定役務の名称及び数量
徳島県警察ヘリコプター搭載エンジン（アリウスⅡBⅡ型）オーバーホール追加整備一式
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
徳島県警察本部警務部拠点整備課
徳島市万代町二丁目五番地一
- 三 契約の相手方を決定した日
令和四年十二月二日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所
日本エアロスペース株式会社
東京都港区南青山一丁目一番一号
- 五 契約金額
一億三千八百七十六万九百十九円
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号

徳島県選挙管理委員会告示第一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づく政治団体の届出があったので、同法第七条の二第二項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和五年一月十三日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
萩原誠二後援会	萩原誠二	萩原恵子	那賀郡那賀町土佐字南町一一一 一六	令和四年十一月十日
松田亮平後援会	松田亮平	松田亮平	板野郡北島町中村字江口四〇一 九	令和四年十一月十一日
石部祐一郎後援会	石部祐一郎	石部忍	徳島市南常三島町一丁目二番地の五 里見ビル七〇二号室	令和四年十一月二十四日
平山尚道後援会	平山尚道	平山裕子	海部郡牟岐町大字灘字大牟岐田 五一―七	令和四年十一月三十日
名西郡の未来を考える会	近藤諭	近藤早苗	名西郡石井町石井字石井五三八 一―五	令和四年十二月十二日

徳島県選挙管理委員会告示第二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年一月十三日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項		異動の内容		異動年月日
		代表者の氏名	代表者の氏名	新	旧	
公明党徳島第一総支部	土井昭一	代表者の氏名	土井昭一	新	梶原一哉	令和四年十一月二十六日
公明党徳島第三総支部	四宮祐司	代表者の氏名	四宮祐司	新	奥田 勇	令和四年十一月二十六日
		会計責任者の氏名	陶久晃一	旧	四宮祐司	
		主たる事務所の所在地	小松島市金磯町一・八八		阿南市楠根町奥山一七・六	

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動の内容		異動年月日
			新	旧	
国会議員関係 政治団体の区分		国会議員関係 政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	国会議員関係政治団体の区分	令和四年

加村ゆうじ後援会	武知浩之を育てる会	中野まゆみ後援会	
和田眞也	武知浩之	中野真由美	
代表者の氏名	氏名 会計責任者の	〔公職の候補者の 氏名及び公職の 種類〕	(公職の種類)
和田眞也	鴻池達也		
安藤清一郎	鵜飼克尚	中野真由美、衆議院議員	衆議院議員
令和四年十二月二日	令和四年十二月一日	六月一日	

徳島県選挙管理委員会告示第三号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定に基づく政治団体の解散の届出があつたので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。
令和五年一月十三日

一 政党の支部

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
立憲民主党徳島県第2区総支部	庄 野 昌 彦	令和四年十一月二十五日

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
は せ が わ 吉 正 後 援 会	久 米 井 眞 一	令和四年十一月三十日

徳島県選挙管理委員会告示第四号

平成十九年徳島県選挙管理委員会告示第十号（不在者投票を行うことができる施設を指定した件）の一部を次のように改正し、令和四年六月二十二日から適用する。

令和五年一月十三日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一の表13の項中「徳島市大原町大神子19」を「徳島市大原町余慶1番1」と改め、同表146の項中「徳島市大原町大神子19番地」を「徳島市大原町余慶1番1」と改める。